

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p>第1条～第41条 省 略</p> <p>( 寄 宿 料 )</p> <p>第42条 学寮に入寮することを許可された者は、寄宿料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の寄宿料は、入寮の日の属する月から退寮の日の属する月まで毎月その月の分を納付するものとする。<u>ただし、8月及び9月分については、7月に納付するものとする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず寄宿料は、4月又は10月にそれぞれ6月分を納付することができる。</p> <p>4 寄宿料の額については、別に定める。</p> <p>5 納付した寄宿料は、これを返付しない。</p> <p>6 災害その他によりやむを得ない事情があると認められる者には、選考の上、寄宿料を免除することができる。</p> <p>第43条～第111条 省 略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第41条 省 略(現行どおり)</p> <p>( 寄 宿 料 )</p> <p>第42条 学寮に入寮することを許可された者は、寄宿料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の寄宿料は、入寮の日の属する月から退寮の日の属する月まで毎月その月の分を納付するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず寄宿料は、4月又は10月にそれぞれ6月分を納付することができる。</p> <p>4 寄宿料の額については、別に定める。</p> <p>5 納付した寄宿料は、これを返付しない。</p> <p>6 災害その他によりやむを得ない事情があると認められる者には、選考の上、寄宿料を免除することができる。</p> <p>第43条～第111条 省 略</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(21教規則第24号)

この規則は、平成21年11月1日から施行する。